

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

- 保安林の指定をする予定である旨  
通知があった件三件 三三〇
- 車両制限令の規定により道路を指  
定する件 三三三
- 車両制限令の規定により道路を指  
定する件 三三三

### 公告

- 定し、及び通行方法を定める件 三三
- 特定非営利活動法人の設立の認証  
の申請があった件 三三三
- 肥料の登録の有効期間を更新した  
件 三三三
- 土地改良区の役員が就退任した旨  
届出があった件二件 三三三
- 都市計画を変更する件二件 三三三

## 告示

### 福島県告示第百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
伊達市霊山町石田字入部沢二六、二七
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。〕  
(治山対策課)

### 福島県告示第百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
伊達市月館町上手渡字行田山一九の一
  - 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (治山対策課)

### 福島県告示第百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
伊達市月館町布川字堰場山三の二、六、八、一一、一四、一六の二、一九、二〇、字堰場三六から三九まで、四三の二、五二、五九から六二まで
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第百八十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道南福島停車場線	福島市太平寺字冲高一番一地从先から 同 市大森字西ノ内五二番一地从先まで
国道一一八号	東白川郡矢祭町大字内川字石原道下九一番一地从先から 同 郡棚倉町大字棚倉字風呂ヶ沢五一番一地从先まで

二 指定する期日

平成二十三年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間

県道南福島停車場線	福島市太平寺字冲高一番一地从先から 同 市大森字西ノ内五二番一地从先まで
県道飯坂保原線	福島市飯坂町平野字南五番八地从先から 同 市鎌田字下田二三番四地先まで

二 指定する期日

平成二十三年四月一日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の上表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

- 1 走行位置の指定
  - トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置
  - 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横○・二三メートル以上、縦○・一二メートル以上(又は横○・一二メートル以上、縦○・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路情報の収集
  - 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

(道路計画課)

公 告

公告第五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十三年三月九日

二 名称

特定非営利活動法人差し押さえにならない家づくりの考え方普及協会

三 代表者の氏名

石川 峰行

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市泉字清水田三十一番地の二 インプレスビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、安全・安心な住宅取得に関する各種事業を行い、住宅取得者が適切な判断基準のもと行動を起こせる環境の整備と安全・安心な住生活の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)		その他 の規格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の有効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
831	混合有機 質肥料	混合有機 ヌーパ一 3号	3.5	8.0	含有を許さ れる有機成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり	大栄物 産株式 会社	東京都江東 区佐賀一丁 目7番5号	平成26年 3月13日

(農業総合センター)

公告第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

安積疏水土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 嘉重

就任した役員

役別 氏名

監事 吉田 栄一

住所

本宮市仁井田字村山三番地二八

住所

須賀川市西川字池ノ上二八番地一八

(農村計画課)

公告第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 渡部 洋一

就任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 好正

住所

南会津郡只見町大字福井字宮ノ前五二六番地

(農村計画課)

公告第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の 種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県中都市計画道 路事業三・四・ 百一十一号東部幹 線及び三・四・ 百五十四号荒井 郡山線	福島県	郡山市麓山一丁 目一番一号 福島県中建設 事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

公告第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	実施者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
いわき都市計画道路事業三・三・百一号平磐城線	福島県	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

(まちづくり推進課)